

令和4年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
1	東信	R4.5.30	立木販売	伐倒作業 (分収造林)	被災者が伐倒作業中、伐倒木（アカマツ：根元径36cm、胸高直径32cm、樹高23m）に追い口を入れたところ、チェーンソーのガイドバーが追い口部分に噛んだ状態で伐倒木が倒れ始めた。伐倒木は、伐倒方向にあった伐根に当たり跳ね上がり、被災者の肩甲骨付近等に当たり被災したものです。	休業見込み：3ヶ月程度 怪我の程度：第2腰椎圧迫骨折、左肩挫傷	・伐採作業にあたっては、予め退避場所の選定を行い、胸高直径20cm以上の場合にはくさびを用いて確実な重心移動を行って倒すこと。 ・また、今回はチェーンソーが挟まれたことが一つの災害の起因であることから、偏心の程度が著しい木等は、追いつる切りによる方法が安全で確実な伐倒方法であることからこうした対策を講じること。
2	木曾	R4.8.29	生産	荷掛作業	荷掛作業中、荷掛業者（被災者）が集材機運転者に引き上げの合図を送り、材の引き上げを開始した際に、荷掛した材の上に乗っていた別の材が持ち上げられ滑動し、被災者の背中に乗り上げて被災したものです。	休業見込み：2ヶ月程度 怪我の程度：右股関節頸部骨折、左骨頭脱臼骨折	・荷掛作業にあたっては、予め退避場所の選定を行い、完全退避すること。 ・林業架線作業を行うときは「原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ」に労働者を立ち入らせてはならない（労働安全衛生規則（第151条の142第2号））。
3	伊那谷	R4.9.2	治山	伐倒作業	急斜面（約32度）での工事支障木の伐倒作業中、追い口を入れていたところチェーンソーのバーが伐倒木に挟まりそうだったことから、チェーンソーから手鋸に替えさらに追い口を入れていた際に、追い口の位置が低かったこともあり、伐倒木がスライドしながら倒れ始め、受け口付近に添えていた左手の親指、人差し指、中指の3本がスライドした伐倒木と受け口に挟まり被災したものです。	休業見込み：3か月程度 怪我の程度：左手の親指、人差し指、中指を損傷。	労働安全衛生規則（第477条の3）では、「伐倒しようとする立木の胸高直径が20cm以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難な場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。」とされている。
4	南木曾	R4.9.16	生産	枝払い	伐倒したヒノキの枝払作業中に、チェーンソーの刃先が枝払いしようとした枝に当たり、キックバックにより左足を受傷したものです。	休業見込み：8週間 怪我の程度：左足挫減創、左第1足趾伸筋腱断裂、左中足骨開放骨折	チェーンソーによるキックバックは、チェーンソーの刃先が木材や障害物等に当たってガイドバーが作業者に向かって跳ね上げられる状態で発生するもので、枝払いはできるだけガイドバーの根元の部分で切るのが安全な使用方法です。作業中はハンドルの持ち方も含め、作業する姿勢や対象物の見極め等チェーンソーの取扱いに十分注意する必要があります。
5	岐阜	R4.10.13	造林	地拵え	地拵作業中に刈払機で等高線方向に刈り進んでいたところ、粘土質の斜面で足を滑らせて尻もちをつき、その状態で約2m斜面を滑り落ちた際に刈払機の刈刃が左足の甲に当たり被災したものです。	休業見込み：1ヶ月程度 怪我の程度：左足側部挫減創	刈払機作業の基本動作は、常に足元を確認することが重要で、特に傾斜地での作業では、転倒しても刈刃が身体に接触しない腰バンド付きのものを使用することを推奨されている。
6	東信	R4.10.31	生産	伐採	被災者が牽引伐採の合図をするため、全幹集材してあった材に上ろうとしたところ、左足が滑って転倒し、左肩を脱臼し被災したものです。	休業見込み：2週間程度 怪我の程度：左肩関節脱臼	林内では、常に足元の確認・確保に十分注意するとともに、特に急傾斜地や材の上など足元が滑りやすいところでは、より慎重な行動が必要です。
7	東信	R4.11.7	生産	集材	集材作業中、木寄せした材のスリングを外すため斜面を移動していたところ、石と伐倒木の間に右足が挟まり転倒し、右足を捻り被災したものです。	休業見込み：1ヶ月程度 怪我の程度：右足関節韌帯損傷	林内では、常に足元の確認・確保に十分注意するとともに、特に急傾斜地や材の上など足元が滑りやすいところでは、より慎重な行動が必要です。
8	岐阜	R5.2.2	立木販売	集材	集材作業中、森林作業道上でウインチで引き上げた集材木（スギ 元口径約60cm、材長約20m）をグラブで掴もうとしたところ、集材木を掴み損ね、材が下方へ滑り落ち、下方で次の玉掛け準備をしていた被災者に接触し被災したものです。	休業見込み：3ヶ月程度 怪我の程度：肋骨骨折 腹斜筋断裂 副腎断裂 外傷性腹部損傷 外傷性血気胸	玉掛け作業者は、集材時の材等の滑落や転落に注意が必要で、こうしたおそれのある区域には立ち入らないことが重要です。また、玉掛け作業者は常に集材木の動きに注視するとともに、運転者との確実な連絡合図が必要です。